

## パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

	主な御意見の内容	御意見に対する考え方
1	<p data-bbox="183 371 1160 421">&lt;総論&gt;</p> <p data-bbox="183 421 1160 759"> <b>【基本方針の策定について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="183 475 1160 560">・ 基本方針は、緊急時の食料供給困難に対応するための基本的な枠組みを定めたものとして意義は大きい。</li> <li data-bbox="183 560 1160 609">・ (基本方針案やその策定について) 反対する。</li> <li data-bbox="183 609 1160 703">・ より具体的な支援策・対応策を明示し、実効性を確保できる方針へと改善することを求める。</li> </ul> </p> <p data-bbox="183 759 1160 1383"> <b>【基本方針等の周知について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="183 813 1160 847">・ 農業者を含む事業者、消費者など国民への周知を徹底すべき。</li> <li data-bbox="183 847 1160 896">・ 周知の方法や周知先を示すべき。</li> <li data-bbox="183 896 1160 991">・ 農業者や消費者等との対話を重ね、現場の意見を反映した情報提供や、政策の柔軟な運用に努めるべき。</li> </ul> </p>	<p data-bbox="1160 421 2163 609">基本方針は、食料供給困難事態対策法（以下「本法」という。）第3条の規定に基づき、食料供給困難事態対策（以下「対策」という。）を総合的かつ一体的に実施するために、対策の実施に関する基本的な方針として定めるものです。</p> <p data-bbox="1160 609 2163 759">実際の事態に応じた具体的な対策等は、食料供給困難兆候が発生した場合に設置する食料供給困難事態対策本部（以下「政府対策本部」という。）において定める実施方針にて示すこととなっています。</p> <p data-bbox="1160 759 2163 991">本法の趣旨や内容については、農業者をはじめ国民への十分な理解が得られるよう、これまでも農林水産省職員が、各地の農業者やJA、自治体、消費者等に対して直接説明・意見交換を行ってきたところですが、今後は基本方針等も含め、丁寧な説明及び周知に努め、現場の御意見を伺いながら運用の検討を行ってまいります。</p> <p data-bbox="1160 991 2163 1085">なお、基本方針は、今後の社会経済情勢等の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととしており、その旨を基本方針にも明記しています。</p>

2 <食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向>

**【事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策について】**

- ・ 案に賛同する。
- ・ 民間事業者の経済活動の自由を過度に制限する恐れがあり、結果として市場の健全な機能が損なわれる可能性がある。政府の介入は最小限にとどめ、事業者の自主的な対応を尊重すべき。
- ・ 食料供給における、政府の役割は十分な備蓄と配布である。その上で、生産者の保護、育成、海外からの障壁となる問題の交渉、解決が必要。それ以外は基本的に市場に任せるべき。
- ・ 政府が過度に介入することで、生産意欲の低下やブラックマーケットの発生など、意図しない副作用が生じるリスクが高い。
- ・ 政府が対策を講じずとも、農業者の優秀な技術を補助金で支援する方に舵取りをした方がよい。
- ・ 危機時にこそ、事業者に強制するのではなく、事業者と政府が連携して柔軟に対応できる枠組みを作るべき。

食料供給を確保するために事業者の対応を求める措置には、事業活動への制約を伴う場合もあり、事業者に対して経営上のリスクを及ぼす可能性があります。このことを踏まえ、

- ・ 政府の介入を必要最低限にとどめる観点から、本法に基づく対策の実施については、事業者の自主的な経済活動に委ねては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当であること
- ・ 対策は、事業者の自主的な取組を促す要請を基本として、要請を行ってもなお、事態を解消することが困難な場合に限り、計画の作成・届出の指示を行うこと

など、事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重した対策を講じる旨を基本方針に明記しています。

3	<p>&lt;食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準&gt;</p>	
<p><b>【判断基準の詳細化について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事態の定義・判断基準をより厳密に定めるべき。</li> <li>・ 特定食料の品目によっては、「全国的に2割以上減少」という基準の判断が難しく、品目の実態にあわせて個別に基準を定める必要がある。</li> <li>・ 価格の高騰とは、どの程度を目安と判断するのか。</li> </ul>	<p>食料供給困難事態等の判断基準として、特定食料の全国的な供給が平年と比べ「2割以上の減少」を目安としています。これは、主な食料について関係事業者や業界団体に聴き取りを行ったところ、2割までの減少であれば在庫の活用等により対応が可能であるが、それ以上の減少の場合には、大きな影響が避けられない旨の意見があったこと、本法の在り方を検討した有識者検討会（不測時における食料安全保障に関する検討会：令和5年8月～12月開催）において、事態の判断において2割以上の減少を一つの目安とすることが適当と整理されたことなどを踏まえて設定したものです。</p> <p>なお、食料供給の大幅な不足による国民生活等への影響を防止するという本法の目的を踏まえれば、基準をより厳密に定めるのではなく、一定の考え方の下で、品目ごとの供給実態や、実際の国民生活等への影響等を総合的に考慮した上で柔軟かつ機動的に判断することが適当と考えています。</p>	
<p><b>【価格を基準とすることについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料供給困難事態の判断基準について、国民生活・国民経済に支障が生じたと認められる場合に速やかに対応するためにも、減少割合ではなく、食料の価格で評価してはどうか。</li> </ul>	<p>本法は、食料供給が大幅に不足するおそれがある場合や、実際に不足した場合において、事業者に対する出荷販売の調整や輸入の促進の要請などの対策を通じて供給確保を図ることを趣旨としています。このため、これらの供給確保のための対策を講ずることとなる食料供給困難事態等の判断基準については、供給の減少割合を判断の目安とした上で、食料価格の動向など実際の国民生活等への影響等を総合的に考慮した上で柔軟に判断することとしています。</p>	

<p><b>【地域ごとでの評価について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供給不足の判断を全国だけでなく、地域ごとの供給状況も考慮できるよう改め、特定地域の供給不足にも迅速に対応できるようにすべき。</li> </ul>	<p>本法では、国民生活や国民経済の維持・安定を図るために政府一体となって対策を講じる事態として、特定食料の「全国的」な供給の2割以上の減少を目安として食料供給困難事態等の判断を行うこととしており、総量として国内需要を満たす供給量が満たされている場合は、本法の適用対象とはなりません。しかしながら、食料供給困難事態等が発生し、特定地域に供給不足が生じているような場合には、出荷又は販売先の調整などの要請等を行うことを通じ、供給の不均衡を是正する考えです。</p>
<p><b>【供給の考え方について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>供給量は輸入を含むのか、または国内生産に限るのか。具体的に示してはどうか。</li> </ul>	<p>国内に供給される量は、特定食料の品目ごとの供給実態によって異なると考えています。例えば国内で自給している米の場合は、当年産の生産量と、前年からの持ち越し民間在庫量の合計が年間の供給量になると考えています。また、需要のほぼ全量を輸入に依存している菜種や油やしの実といった植物油原料については、輸入量が供給量となり、国内生産と輸入により需要が賄われている小麦などについては、国内生産量と輸入量の合計が供給量になると考えています。</p>
<p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年8月以降の米穀の流通や価格の状況は、食料供給困難事態に該当するのか。</li> </ul>	<p>総量として国内需要を満たす供給量が確保されていた令和6年夏以降の状況は、本法の適用対象である「全国的に供給が2割以上減少し、又は減少するおそれが高い」事態には該当しないと考えています。</p>

4	<p>&lt;食料供給困難事態対策を実施するための体制&gt;</p>	
<p><b>【政府対策本部の設置等に当たっての事前説明について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料供給困難事態対策本部の設置、食料供給困難事態が発生した旨の公示等に当たっては、事業者が十分な時間的余裕をもって対応できるよう事前の状況説明、情報提供等を行っていただきたい。</li> </ul>	<p>食料供給困難兆候等の迅速な把握のため、平時から行う情報収集・分析を行い、状況の推移によって食料供給困難兆候等に発生するおそれがある場合には、情報収集・分析を強化しつつ、国民への適宜適切な情報提供を行う旨を基本方針に明記しています。</p> <p>御意見を踏まえ、その際には、関係する事業者にも遺漏なきよう事前の状況説明や情報提供を行うよう留意いたします。</p>	
<p><b>【関係省庁と連携した対策について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料生産に必要な燃油の確保等のエネルギー対策など、関係省庁と連携して必要な対策を講じてもらいたい。</li> </ul>	<p>御意見のとおり、対策にはエネルギー確保の観点や、物流の観点、輸入円滑化の観点などから、幅広い関係省庁の役割が期待される対策が想定されることを踏まえ、関係省庁が連携し、必要な対策を効果的に講ずるために、政府対策本部の下で、政府一体となった総合的な対策を実施する旨を基本方針に明記しています。</p>	

5	<p>&lt;平時（食料供給困難兆候が発生する前の段階）における対策&gt;</p>	
	<p>【平時からの食料安定供給の確保を図ることについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測時にも国内で食料を供給できる体制を整えるべき。</li> <li>・ 平時から食料自給率を向上させるべき。</li> <li>・ 農業者への所得補償を行うべき。</li> <li>・ 農業者を確保すべき。</li> <li>・ 耕作放棄地を解消し、耕作可能な農地を確保すべき。</li> <li>・ 労働条件の整備のほか、技術革新等を通じ、魅力的な農業を実現すべき。</li> <li>・ 環境保全型農業などを推進し、持続可能な農業を確立すべき。</li> <li>・ 自給率向上などの支援策として、（農業者への所得補償やスマート農業の導入支援、小規模農家への支援強化など）国内生産を拡大させるための具体策を明記すべき。</li> </ul>	<p>食料供給困難兆候等を未然に防止し、その早期解消を図るためには、国内生産の増大を基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保によって、平時から食料の安定供給の確保を図ることが重要と考えています。</p> <p>このため、基本方針において、平時からの対策として、農業生産の基本となる農地や農業者などの生産基盤や、食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化のための施策を推進することによって食料自給率の向上等を図る旨を明記しています。</p> <p>これらの具体的な施策や目標については、食料・農業・農村基本計画に位置付けた上で推進し、平時からの食料安定供給の確保を図ってまいります。</p>
	<p>【情報収集・分析について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案に賛同する。〇〇（注：団体名）としても、輸入先国の生産者団体等との定期的な協議の場等を通じて、生産・品質・需要・輸送等の情報の収集等に引き続き努めていきたい。</li> </ul>	<p>いただいた御意見も踏まえつつ、関係団体等と連携しつつ、効率的かつ効果的に情報の収集・分析を行ってまいります。</p>

<p><b>【備蓄について】</b></p> <p>(官民合わせた総合的な備蓄について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄量を増やすべき。</li> <li>・ 備蓄には維持コストがかかり、長期間の保存が難しい食品も多いことから、実効性に疑問がある。また、備蓄政策が民間の自主的な在庫管理を阻害し、結果的に市場の柔軟性を低下させるおそれがある。</li> <li>・ 公的備蓄の量を増やし、民間在庫への依存度を下げるべき。</li> <li>・ 民間在庫も含めた量を官民合わせてトータルで捉えることは適当と考えるが、備蓄は政府が行うもので、民間在庫とは性質の異なるものとする。</li> </ul>	<p>備蓄は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料供給困難兆候等の発生初期において効果的な手段となり得ますが、備蓄できる数量には限界があり、一時的な措置であること、</li> <li>・ 食料の特性として、時間の経過とともに品質低下を伴うものが多いため、基本的に備蓄を定期的に回転させる必要があるほか、貯蔵施設の確保も必要になるなど恒常的にコストが発生すること、</li> </ul> <p>などを踏まえ、国内の民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当と考えています。</p> <p>このため、国内の民間在庫に関する情報について、既存の調査に加え、本法第4条の規定に基づく流通実態等の調査を行い把握に努めること、その結果を踏まえて、必要に応じ、基本方針の変更を検討すること、さらに、調査に当たっては国の情報管理に万全を期すことを基本方針に明記しています。</p>
<p>(民間在庫の調査について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間在庫を把握するためには、メーカーのみならず卸店や小売店などの流通在庫を把握することが望ましい。</li> <li>・ 現状では流通在庫を把握することは困難であることから、流通在庫を把握する仕組みを整える必要があるが、その際には、国が主体となって既存の調査、更に本法第4条の規定に基づく国による特定食料の国内流通実態等の調査により、適切に把握することとしていただきたい。</li> <li>・ 民間在庫は、企業の経営判断や市場動向によって変動するため、有事の際に必要な量を確保できる保証がない。また、民間在庫の所在に関する情報の把握は、事業者の機密情報に関わるため、慎重な取扱いが必要。</li> <li>・ 民間在庫情報を収集する際は、情報管理の徹底を義務付けるべき。</li> </ul>	

<p>(備蓄・民間在庫への支援について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的備蓄の重要性が強調されている一方で、その財政負担の方法について具体的な議論が不足しているため、例えば、民間事業者の備蓄協力を促すために、備蓄に対する税制優遇や補助金制度の導入を明確に記載したり、備蓄コストの政府負担割合を示したりすべき。</li> <li>・ 平時からの備蓄が重要であり、一時的に過剰生産となってしまった農産物を長期間保存できるように加工及び冷凍・冷蔵保存してストックできるよう、国が大規模設備を用意すべき。</li> </ul>	<p>現在、公的備蓄を行っている米や食糧用小麦、飼料穀物などについては、所要額を措置（財政負担）しているところです。</p> <p>このほか、国産の麦・大豆については、豊作年に一定数量保管し不作時に供給することで豊凶変動に対応する民間の保管施設（ストックセンター）等の整備に対する支援を講じています。</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な熱量供給源であり保存性に優れた砂糖について、一定量を国にて各地に保管することが重要である。</li> <li>・ 米穀の備蓄の活用（放出、売渡等）については、食料・農業・農村審議会食糧部会に諮問し、了承を得ることとなっていると理解しているが、本法施行以降は、食料供給困難事態対策本部が定める実施方針と整合を図る必要があることから、対応へのタイムラグが生じるのではないか。</li> </ul>	<p>御意見のとおり、砂糖は保存性が高く賞味期限がない品目であり、精製糖事業者が原料糖や製品の形で保管していることに加え、流通在庫としても一定量存在していると考えていますが、上述の民間在庫に関する調査等を通じて、まずはその把握に努めてまいります。</p> <p>備蓄米の活用については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法」という。）に基づく手続を経る必要がありますが、御懸念されるようなタイムラグが生じないよう、政府対策本部及び農林水産省の関係部局間の連携の下で、迅速な対応に努めてまいります。</p>

<p><b>【安定的な輸入の確保について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案に賛同する。なお、人口増大、気象条件の変化、政情不安等食料需給を巡る環境は厳しさを増しており、それを受けての本法であり本基本方針と認識する。これまでの産地国との国際交流を通じての信頼関係を財産として継承しているが、食料安全保障の視点からは更なる強化が必要と思料する。昨今政府が取り組まれている政府間対話の更なる充実を期待する。</li> <li>・ 国内で生産できない品目については、安定的に確保できることが大事だと考える。ただし、国内で生産可能なものについて、輸入品を求めているわけではないことは理解していただきたい。</li> </ul>	<p>国内生産では需要を満たすことが困難な農産物等については、平時から輸入相手国との良好な関係の維持・強化等を推進することが、食料供給困難兆候等においても円滑な輸入を確保する上で重要と考えています。御意見も踏まえ、引き続き、平時から輸入相手国との連携強化のための政府間対話等を行ってまいります。</p>
<p><b>【不測時を想定した演習の実施について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不測時を想定した演習を行うとされているが、必要ないと考える。</li> <li>・ 農林水産物の生産や物流が平時に問題なく行われていれば、コストや手間をかけて演習を実施するまでもないのではないかと。</li> </ul>	<p>食料供給困難兆候等が発生した場合、政府対策本部の設置や、必要な対策の検討・実施など、本法及び基本方針に基づく取組を効率的かつ効果的に講じることが、国民生活等への影響を防ぐ上で重要と考えています。このため、食料供給困難兆候等の発生を想定し、当該事態に応じて必要となる措置や手続等を確認するための演習を平時から定期的には実施することは有用と考えています。</p> <p>なお、演習は、実際に事業者に対して広く本法に基づく要請や計画の届出指示等を行うものではなく、必要となる手続の確認やシミュレーションとして実施することを想定しており、御懸念されるような過度なコスト等を要するものではありません。</p>

【国民理解の醸成について】

- ・ 国民の理解と協力を得るためには、国民の不安を解決することが急務である。
- ・ 基本方針は、食料が足りなくなったときに備えるという意味では本当に大事であるし、食料不足を防ぐ仕組みがあるのはいいかもしれないが、実際にどのような状況になるのか、想像しがたい部分もある。より分かりやすく、国民が納得しやすいようにしてもらいたい。
- ・ 消費者心理の変化を踏まえた情報発信や教育が必要ではないか。
- ・ 非常時における食料確保は、政府のみに依存するのではなく、個々の家庭や地域社会が備蓄や相互扶助を通じて対応する能力を高めるべき。国が一律に管理しようとするアプローチは、こうした草の根の取組を弱体化させ、長期的には国民全体の危機対応力を低下させるおそれがある。

御意見のとおり、対策が効率的かつ効果的に実施されるためには、国はもとより、地方公共団体、農業者、食品産業事業者、消費者など国民各層の理解と協力が不可欠だと考えています。

このため、平時から我が国の食料をめぐる現状や課題、食料需給等について積極的な情報発信に努めるとともに、本法及び基本方針に示す内容・考え方について丁寧に説明し、周知に努めてまいります。また、対策の実効性を高めるためにも、輸入事業者や、農業者、食品産業従事者、消費者など国民それぞれが日頃から食料の供給不足に対応するための備えを行う重要性について理解の醸成を図ることとしており、これらについて基本方針にもその旨を明記しています。

6	<p>&lt;食料供給困難兆候又は食料供給困難事態における対策&gt;</p>	
<p><b>【各措置（出荷販売、輸入、生産、製造）共通】</b>  （要請や計画作成・届出指示の対象者について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的にどのような事業者が要請等の対象となるのか詳細を示すべき。</li> <li>・ 「最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者を対象」とは、例えば（米穀の出荷販売業者など）については、どの程度の規模を想定しているのか。</li> <li>・ 一定の供給能力や実績がある事業者に限定されるため、柔軟性に欠ける運用が懸念される。緊急時には、従来のかみきりにとらわれず、異なる背景を持つ事業者が参加できる仕組みを模索すべき。</li> <li>・ 供給不足時にどの事業者がどの程度の食料を確保できるのか不明確であるため、例えば食料供給困難時に「優先供給枠」を設定し、協力事業者は一定の供給量を確保するルールを策定するなどしてはどうか。</li> </ul>	<p>食料供給困難兆候等が生じた場合に、どのように、どの程度の供給確保を図る必要があるのかについては、品目や実際の需給状況等によって異なります。このため、基本方針においては、事業者の具体的な範囲・規模などを示していませんが、実際の状況に応じて供給確保のために最低限必要な範囲で一定規模以上の事業者を対象とすることを基本とする旨を定めています。</p> <p>なお、こうした考えの下、的確かつ迅速に要請又は計画の作成・届出指示を行うため、要請等の対象となり得る事業者については、特定食料・特定資材ごとに、平時から把握・整理したいと考えています。</p>	
<p>（計画の内容について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の記載事項を最小限にし、事業者の負担を軽減すべき。</li> <li>・ 計画の記載事項にある「その見通しを踏まえ（出荷又は販売の調整など）を図る上で支障となる事項」とはどのような事項を想定しているのか。</li> </ul>	<p>事業者による作成・届出いただく計画については、主務省令に定めるとおり、出荷販売などの実績、見通しに加え、その見通しを踏まえ出荷販売の調整等を行う上で支障となる事項等について記載いただくこととなっています。御意見を踏まえ、計画の様式は簡素なものとするほか、補助事業や公的調査などにより国として把握し利用可能な情報がある場合には、それらを活用すること等を通じ、事業者の負担を軽減するよう努めてまいります。</p> <p>計画記載事項にある、「その見通しを踏まえ（出荷販売の調整等）を図る上で支障となる事項」については、当該事業者のご事情を踏まえ、見通しに沿って出荷販売の調整等を行う上での支障がある場合に、その内容を記載いただくものです。例えば、出荷販売の調整のために在庫保有期間を延ばすような計画の場合に、保管のための倉庫の確保が未定であるなどの支障があれば、その旨を記載いただくことを想定しています。</p>	

<p>(指示の妥当性等について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「要請→計画の作成・届出の指示→計画変更指示」という流れについて、事業者にとって指示の妥当性を判断する基準が不明確であるため、計画作成・届出を求める際、事業者が異議申立てを行える仕組みを設けるべき。また、政府が事業者に要請・指示を行う際には、その理由や判断基準を明示する義務を設けるべき。</li> </ul>	<p>計画の作成・届出の指示を含め、食料供給困難兆候等が生じ、本法に基づく対策を講じる場合には、本法第9条の規定により政府対策本部において、供給目標数量や対策の概要、対象事業者や期間等の具体的な内容を記載した実施方針を定め、公示し周知することとしています。</p> <p>御意見も踏まえ、事業者や消費者など国民各層に対策について理解及び協力いただく観点から、対策の内容や必要性、その理由・背景となる食料等の需給状況や価格動向等について、上述の公示による周知以外の取組も含め、正確かつ分かりやすい情報提供を行ってまいります。</p>
<p><b>【出荷又は販売の調整について】</b> (対象者、仕向け先の変更、食品ロスの削減について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>買占め、売惜しみ等を防ぐためには、メーカーだけでなく小売・流通業者に対しても出荷・販売の調整に関する要請が必要。必要に応じ、小売・流通業者に対しても要請できる仕組みとすることが求められる。</li> <li>輸出仕向けの食料を国内仕向けに変更することを第一に優先すべき。</li> <li>食料供給困難事態では、国内の食料資源を最大限に活用することが不可欠だが、食品ロス削減や流通効率化に関する施策が十分に示されておらず、特に、賞味期限の延長や食品リサイクルの活用についての具体策が欠けている。このため、企業・自治体・家庭での食品ロス削減を義務化する法制度の検討や、規格外農産物の活用を促進し、市場に流通しやすくする制度の確立が必要ではないか。</li> <li>売れ残り商品を、希望者に無料で提供することを法律的に可能にした方がよい。食中毒には責任を負わないといった規則を作ればよい。</li> </ul>	<p>要請等の対象となり得る出荷販売業者は、本法第15条第1項に定めるとおり、「措置対象特定食料等の出荷又は販売を行う事業者」であり、小売・流通業者も含まれます。</p> <p>要請の内容については、在庫の放出や保管のほか、御意見のように輸出仕向けの食料を国内仕向けに変更すること、規格外品の出荷や廃棄の抑制等により出荷量・販売量を確保すること等を想定しており、この旨を基本方針にも明記しています。</p>

<p>(買占めや転売について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買占めや転売に罰則をかけるなど、厳しく規制すべき。</li> <li>・ 米穀の外国業者による買占め、異業種業者による買占めが起きた実例がある。特に、外国業者に対する罰則と取締りの法整備と実施について追記した方がよい。</li> </ul>	<p>本法では、事業者や消費者による買占め等を防止し、不適切な転売行為が生じない取引環境を整備する観点も踏まえ、出荷販売業者に対する出荷販売の調整の要請や、出荷販売計画の作成・届出指示等を行うこととしています。</p> <p>また、買占め行為や転売行為に対しては、政府対策本部の下で関係省庁と連携しつつ、これらの行為を直接規制する「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」を各法令の要件・定めに基づき活用するなど、実際の状況に応じて必要な対策を政府一体となって実施してまいります。</p>
<p><b>【輸入について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入促進を図る際に食品の安全性や動植物衛生の確保を徹底してほしい。</li> <li>・ 代替輸入ルート確保や、緊急時の輸入手続の簡素化についての記述がない。緊急時の輸入規制緩和、関税減免措置の適用、政府が仲介する代替輸入契約の制度化を具体的に示すべき。</li> <li>・ 輸入要請において、輸出国との良好関係の維持促進は当然だが、有事も想定されることであるので、物流についての記載が必要ではないか。</li> </ul>	<p>輸入の促進を要請する場合であっても、食品の安全性や動植物検疫に関する我が国の基準に適する食料等であることを前提に、輸入相手国との外交対応や、通関手続の迅速化と食品の安全性確保の両立、関税の減免等の必要となる輸入対策や物流対策等を政府対策本部の下で政府一体となって講じていくこととしており、その旨を基本方針にも明記しています。</p>

【生産について】

(要請や計画作成・届出指示について)

- ・ 農家の経営の自由を大きく制約するものであり、家族経営や小規模農家が主体である日本の農業構造にそぐわない強制的な介入ではないか。
- ・ 増産を求められても、農家にはそのための労働力、資金、土地が不足している。法律では罰則や氏名公表といったペナルティも設けられているが、こうした圧力は農家をさらに追い詰める。
- ・ 農家は人手や資金の制約から急な増産はできない。
- ・ 要請等を行う場合、既に田畑には作物が植わっていて、そのシーズンの収穫量を増やすのは困難なタイミングがほとんどではないか。

本法では、食料供給困難兆候において、事業者の任意の取組として、必要に応じて、まず出荷販売や輸入に関する要請を行うこととしており、輸出国における輸出規制など供給不足の終期が見込み難く、出荷販売や輸入に関する要請では事態の解消が困難と見込まれる場合に、農業者に生産の要請を行うこととしています。

また、食料供給困難事態に至り、要請してもなお事態の解消が困難と見込まれる場合に、最低限必要な範囲で一定規模以上の出荷販売業者や輸入業者に計画の作成・届出の指示を行い、出荷販売や輸入では事態解消が困難と見込まれる場合に限り、国として国内生産による供給可能数量を把握するため、一定規模以上の担い手などの一部農業者に対して生産計画の作成・届出を指示する可能性があります。ただし、計画の内容は農業者が取組可能なものでよく、増産する内容である必要はありません。本法では、供給量が不足する場合には計画の変更指示を行うことができる旨の規定もありますが、届出いただいた計画の内容等を踏まえ、変更が可能と見込まれる者に限って指示することとしています。これらの考え方についても基本方針に明記しており、「農家の経営の自由を大きく制約する」や「強制的な介入」などの御指摘にはあたりません。

なお、要請等を行う場合には、品目ごとの作期や耕作準備に要する期間を考慮した上で、適切な時期に実施する考えです。

今後も、農業者をはじめとする関係者の皆様へ正しい内容の周知に努めてまいります。

<p>(要請等の対象者や内容について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業を辞めたが、土地や設備を保有している者については、要請や計画届出の対象となるのか。</li><li>・ 個人農家などは細密な生産計画などは難しいので概ねの生産計画としていただきたい。</li><li>・ 自然栽培や有機栽培は、慣行栽培よりも収量が少ない場合もあるが、農家の意向に反して慣行栽培への切替えを求められることはあるのか。</li><li>・ 食料供給困難事態対策法が主要穀物（米や麦など）に重点を置く場合、地域ごとの多様な生産が軽視され、画一的な増産指示によってその豊かさが失われるおそれがある。</li></ul>	<p>要請等の対象となり得る者は、本法第 17 条第 1 項に定めるとおり、現にその品目の生産の事業を行う者（農林水産物生産業者）のほか、その品目を生産していないが生産できる見込みがあるものとして主務省令で定める要件に該当する者（農林水産物生産可能業者）です。このうち、農林水産物生産可能業者については、主務省令において、農林水産物の生産の事業を行っている者であることを前提としているため、農業を辞めた者は要請等の対象には含まれません。</p> <p>生産計画の記載事項は、主務省令に定めるとおり、生産の実績、見通し、その見通しを踏まえ生産を行う上で支障となる事項等を記載いただきますが、いずれについても農業者に過度な負担をおかけするような精緻な内容を求めることは想定していません。御意見も踏まえ、計画の様式は簡素なものとするほか、補助事業や公的調査などにより国として把握し利用可能な情報がある場合には、それらを活用すること等を通じ、事業者の負担を軽減するよう努めてまいります。</p> <p>有機栽培等から慣行栽培への切替えについては、取得されている公的な認証等の資格を一定期間失うなど、農業者の中長期的な経営にも関わることと認識しており、農業者の御意向に反して慣行栽培への切替えを強制することはありません。</p> <p>なお、生産の要請に当たっては、他の農林水産物の生産に可能な限り影響を及ぼさないことを基本として行う旨を基本方針にも明記しており、「多様な生産の軽視」や「画一的な増産指示」といった御指摘には当たりません。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(生産資材の確保について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 食料供給困難時には、種子や肥料等の生産資材も不足する場合もあるため、生産資材の確保対策も講ずる必要があるのではないか。</li></ul>	<p>本法では、特定食料の生産に必要な不可欠な生産資材として政令で定める特定資材（肥料、農薬、種苗など）についても、供給確保のための措置を講じる仕組みとしています。</p>
<p>【消費者への情報提供や働き掛けについて】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報提供も大事であるが、例えば SNS を通じた情報発信を行うならば、分かりやすく、見つけやすいものとすべき。</li><li>・ 基本方針に記載されているような情報伝達の手段の多様化の前に「国の発信する食料・食品の需給に関する情報は正確であり、確実に信頼できるもの」という認識が国民の間で共有されていなければならない。このためには、平時から国からの情報発信に関する信頼感の醸成が必要であるが、昨秋からの米の需給に対する国の対応、また、それに関する様々な情報提供は、果たして国民からの信頼を勝ち得たものであったのか、十分検証して頂きたい。</li></ul>	<p>情報提供や働き掛けに当たっては、正確かつ分かりやすい内容とすることを前提に、過去の事案や課題等も踏まえつつ、迅速かつ的確に消費者に伝えられるよう対応してまいります。</p>

7 <食料供給困難事態のうち、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがある場合における対策>

**【熱量等を重視した生産について】**

- ・ 食料が「最低限」確保されても、楽しさや豊かさが失われることは嫌だと思ふ。特に子どもが好きなものや家族で楽しみにしている食事が制限されるのはつらい。
- ・ イモづくりを強制しないでほしい。
- ・ 有事の時ほど畜産動物は大切。計画的に食肉処分をしたところで、どれだけの国民にいきわたるのか。一時的ではないか。

本法では、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないような深刻な状況を未然に防止する観点から、食料供給が不足する兆候の段階から政府対策本部を立ち上げ、必要な対策を講じることを通じ、事態の深刻化を防ぐこととしています。

仮に最低限度必要とする食料の供給が確保されないような状況に至った場合には、いも類など熱量等を重視した農林水産物の生産を推進する必要がありますが、平時の食料消費の状況からのかい離を極力小さくとどめることが前提であり、その旨を基本方針に明記しています。

また、こうした場合であっても、生産に関する要請や計画の作成・届出の指示等の考え方は既述のとおりであり、いも類など特定の農林水産物の生産を強制することはありません。

なお、基本方針において、計画的な食肉・食鳥処理の必要性を検討する旨を定めていますが、御意見にあるような肉類の供給量を確保するためではなく、このような状況下では、飼料穀物の供給（輸入）減少も見込まれることを踏まえ、飼養可能な家畜頭羽数の制約を想定し、記載しているものです。

**【価格の規制・統制について】**

- ・ 価格の規制・統制を行うことで、一時的な物価の安定が図られるかもしれないが、長期的には市場メカニズムの機能不全を招き、供給不足が深刻化するおそれがある。価格統制は、供給増加のインセンティブを削ぐため、むしろ市場の混乱を招く可能性がある。

本法及び基本方針に基づく対策については、政府の介入を必要最低限に留める観点から、事業者の自主的な経済活動に委ねては十分な供給が確保できない場合に限ることが適切と考えており、その旨を基本方針に明記しています。

なお、本法において独自に価格を規制又は統制する仕組みは設けていませんが、本法の措置を講じてもおお食料価格が高騰するおそれがあるような場合は、本法に基づく政府対策本部で定める実施方針に定めるところにより、他法令に基づく措置を講ずる旨を基本方針に明記しています。

【割当て・配給について】

- ・ 食料の配給制には反対する。
- ・ 仮に配給がなされる場合であっても、憲法で保障された基本的人権が守られた配給であるべき。
- ・ 配給制度の導入は、政府の管理負担を増大させるとともに、行政の裁量による不公平な分配の問題を引き起こすおそれがある。特に都市部と地方での供給格差が拡大し、国民間の不公平感が生じるリスクがある。
- ・ 食料が配給されるような生活は避けたいし、本当に必要な人にきちんと届くのか疑問。乳幼児用ミルクや、アレルギー用の食品が足りなくなったら大変。そうした細かい配慮が後回しにならないか不安。
- ・ 配給方法や対象範囲についての詳細な記述がない。最低限の食料供給を確保するために、配給の対象者（高齢者、子供、低所得者層）を優先するルールを明記し、自治体との連携方法を具体化するべき。

国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないような状況に至った場合には、限られた食料を国民に公平に分配するとともに、熱量確保等のための生産を行う事業者に必要な生産資材の優先的な供給等を行う必要があります。こうした目的のために、基本方針において、国民生活安定緊急措置法など他法令の要件・定めに基づき割当て・配給を実施する旨を記載していません。

また、割当て・配給の対象とする品目、対象者・対象地域、数量等については、実際の状況を踏まえた上での具体的な検討・整理が必要となりますが、御意見にあるように、国民にとって容易に入手可能な仕組みとすること、乳幼児や食物アレルギーのある者などへの配慮を行うこと、地方公共団体等と協力しつつ、国民一人一人の栄養・健康状況の悪化を防ぐための取組を総合的に講じることを、基本方針に明記しています。

**【特定食料及び特定資材の指定について】**

- ・ 特定食料について、必要に応じて改正を検討するとされているが、どのような条件、タイミングで改正を行うかが明示されていないため、運用の柔軟性があるのか不透明。
- ・ 特定食料とすることで生じる流通・価格調整の影響（市場価格の変動、在庫確保の負担増）に対する具体的な対策が示されていない。
- ・ 特定食料の指定に当たっては、「食の安全」についても考慮すべき。ゲノム編集の農作物や魚、遺伝子組換え作物、放射線育苗米などは国内産・輸入品共に指定しないでもらいたい。

特定食料は、本法第2条第1項に定めるとおり、

- ・ 国民が日常的に消費しているものその他の国民の食生活上重要なもの又は
  - ・ 食品の製造若しくは加工若しくは食事の提供を行う事業において原材料として重要な地位を占めるものその他国民経済上重要なもの
- とされています。令和7年2月に公布した特定食料を定める政令では、供給熱量の概ね8割を占める品目を指定していますが、事情の変化があれば、それに応じて指定の加除を行うこととなります。

また、政令を公布したことによる流通や価格への特段の影響はないと考えています。

国内で流通する食料である以上、本法に基づき供給確保を図る特定食料についても、食品の安全性が確保されたものであること、このため国内の関係法令に定める基準に適したものであることが前提であり、品目として指定する特定食料について、その生産方法等を指定する必要はないと考えています。

<p><b>【地方公共団体、関係団体等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政府主導で対策を実施することが強調されているが、地方自治体や民間の主体的な役割が十分に考慮されていない。地域ごとの特性に応じた柔軟な対応を可能にするために、地方自治体や農業団体、食品業界との協議を重視すべき。</li> </ul>	<p>食料供給確保のための施策については、食糧法など他の法令でも、国が施策の実施の主体となっていることから、本法においても国が主体的な役割を果たすこととしています。</p> <p>他方で、主要な食料の生産に係る補助事業等の施策については、国が地方公共団体や関係団体と協力しながら実施しており、食料供給困難兆候等においても、対策の適切な実施に当たっては、地域や業界の実情に精通しており、事業者と迅速な連絡調整を行うことができる地方公共団体等との協力は不可欠と考えています。</p> <p>このため、本法第 11 条第 2 項において、地方公共団体等に対し、情報提供や意見表明等の必要な協力を求めることができる旨を規定しているところであり、同旨を基本方針にも明記しています。</p>
<p><b>【財政上の措置その他の措置について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政上の措置の範囲を明確化すべき。また、必要な財政上の措置等を決定するに当たっては、予備費の活用、補正予算への計上等により、十分かつ切れ目のない措置とすべき。</li> <li>生産や輸入の促進、在庫の確保など事業者が要請に応じた場合には、(コスト上昇分の補助金の支給、損失を被った場合の補償、保険制度の創設と保険料支援、余剰在庫の買い取り、税制優遇や優良事業者認定など社会的評価の向上につながる制度の創設などの) 支援を行ったり、その旨を明記すべき。</li> <li>財政上の措置を講ずる上での財源確保の具体策を明確にすべき。</li> </ul>	<p>本法に基づく要請等を行う場合、本法第 19 条の規定に基づき、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることとしています。具体的な措置の内容等については、対象品目や実際の状況など個々の事態に応じて検討することが必要であると考えています。</p>

<p><b>【国際貿易への影響等について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸出規制や輸入管理の強化が想定されているが、これは WTO 協定や貿易相手国との関係に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、日本の食料輸入の多くを担う国々との関係悪化は、長期的な供給安定性に逆効果となる懸念がある。</li><li>・ WTO や主要貿易相手国と調整し、緊急時における輸出制限の適用範囲や、輸入先国との優先交渉ルールを定めるべき。</li></ul>	<p>本法に基づく対策の実施に当たっては、WTO 協定をはじめとする国際ルールとの整合性に十分留意することとしており、基本方針にもその旨を明記しています。くわえて、供給確保のために輸入の促進を図る場合、国際相場やその品目の輸入を行っている開発途上国等への影響に十分配慮する必要があると認識しており、この旨も基本方針に明記しています。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------